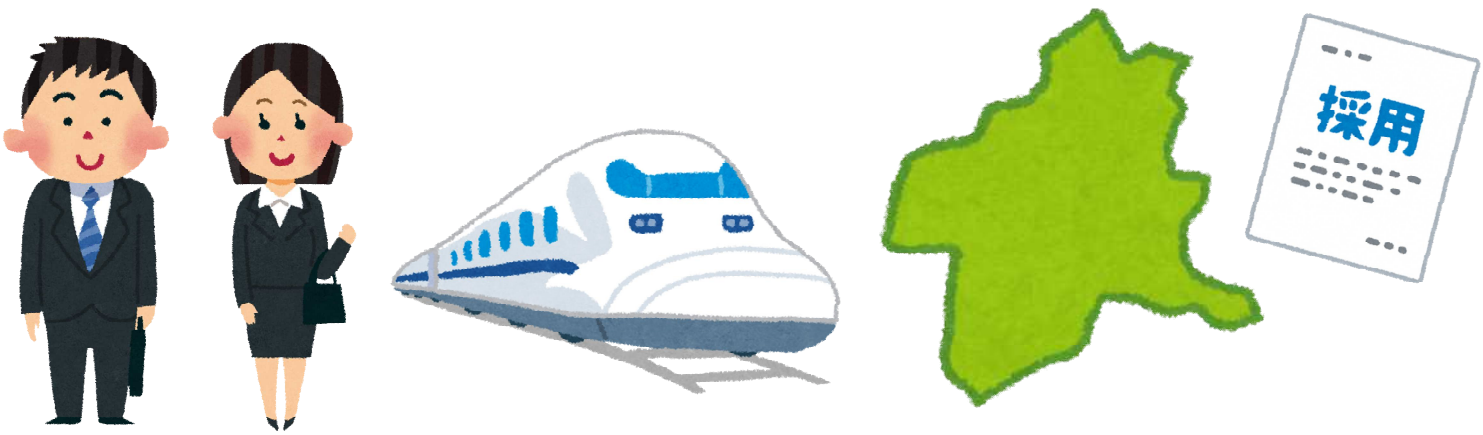


東京圏の大学生のみなさんの (東京、埼玉、神奈川、千葉)

移住定住促進事業

群馬県への就職・渋川市への移住を 応援します！

渋川市地方就職支援金



本部が東京都内にある東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）内のキャンパスに通う大学生で、卒業年度の6月1日以降に実施される就職活動にかかる交通費に対して

最大6,000円 支援します。

※渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金との併用で、就職活動にかかる交通費の自己負担相当額の支援が可能です。詳細はお問い合わせください。

○ 対象要件

- ・大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、卒業見込みである。
- ・大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して居住している。
- ・群馬県内に所在する企業に就職することが内定している。
- ・大学卒業後、内定先企業に就職し、渋川市に移住する。
- ・勤務地が群馬県内にあり、就業先が官公庁等及び3親等以内の親族が経営する法人ではない。
- ・週20時間以上の無期雇用契約で、渋川市から通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用である。

上記以外にも要件がありますので、必ず市HPにてご確認ください。

○ 対象経費

・大学卒業年度の6月1日以降の就職活動にかかる往復交通費

○ 交付金額

・対象経費の2分の1（上限6,000円）

○ 申請受付

・令和6年10月1日～令和7年2月28日

※予算額に達し次第、受付を終了します。



○ 申請に必要な書類

- 1) 支援金交付申請書（様式第1号）
- 2) 写真付き身分証明書
- 3) 在学証明書
- 4) 交通費の領収書
- 5) 内定先企業による証明書（様式第2号）
- 6) 移住元の住所を確認できる書類
- 7) 支援金交付請求書（様式第3号）
- 8) 振込先の口座番号の分かるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し
- 9) その他市長が必要と認める書類

○ 注意事項

下記に該当する事象が発生した場合、支援金を返還していただきます。

【全額返還】

- ・虚偽の申請、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- ・申請日から1年以内に内定先企業に就業しなかった場合
- ・申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（申請時に本市に住民票がある場合を除く）
- ・就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（退職日から3か月以内に群馬県内の別企業へ就職する場合を除く）
- ・転入日から3年未満で本市から転出した場合

【半額返還】

- ・転入日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

《 問合せ・申請先 》

渋川市 市民環境部 市民協働推進課 移住定住支援係

電話：0279-22-2401 mail：iju@city.shibukawa.gunma.jp